

中間製品の取扱いマニュアル

～牛肉骨粉等の養魚用飼料原料としての利用に関する手続マニュアル(補足編)～

目次

1. この資料について.....	1
2. 用語.....	1
3. 基本的な考え方	2
1) 基本的なケース	2
2) 自社工場の製品(自社製造品)を、仲介をした代理店の倉庫など(一時保管場所)を経由して、漁協等モイスト工場に出荷する場合	3
3) 委託製造の場合	4
4. 確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の記載例.....	6
① 管理票A.....	6
② 管理票B.....	7
③ 管理票裏面	8

平成 27 年 6 月

(独) 農林水産消費安全技術センター

(F A M I C)

農林水産省 消費・安全局

畜水産安全管理課

1. この資料について

事業者のみなさんが行う手続き等について記載した「牛肉骨粉等の養魚用飼料原料としての利用に関する手順マニュアル」(以下「手順マニュアル」という。)には、中間製品の取扱いについて基本的な考え方等を記載していますが、養魚用飼料の流通形態が複雑なため、これに応じた取扱いを新たに整理する必要が出てきました。

そこで、本マニュアルでは、特に代表的なケースとして考えられる、代理店等の第三者を経由する場合や他社から製造委託を受けた場合の中間製品の取扱いについて整理しました。

今回追加したケースに該当しない場合など取扱いについて分からないことがありましたら、最寄りの FAMIC にご相談ください。

2. 用語

本資料でよく使用される用語の内容は以下のとおりです。特に、モイストペレット工場は、その運営主体が代理店か漁協等であるかによって用語を使い分けていますので、ご留意下さい。

確認済魚飼ライン:

牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程

魚飼工場:

確認済魚飼ラインを有する工場

中間製品:

確認済魚飼ラインで製造された配混合飼料で、魚飼工場間で移動するものを指す(例:モイストペレット製造用マッシュ飼料)。この製品には「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」が添付されている必要。

代理店モイスト工場:

養魚用飼料の販売・仲介などを行う代理店が自ら運営するモイストペレット製造工場

漁協等モイスト工場:

代理店モイスト工場以外の、漁協等が運営するモイストペレット製造工場

3. 基本的な考え方

牛肉骨粉・血粉等を原料とする養魚用飼料は、魚飼工場間で移動する場合には「中間製品」として取り扱うこととしており、製造した魚飼工場から荷受先の魚飼工場（モイスト工場等）に輸送する場合は、確認済魚飼ライン中間製品供給管理票（以下「管理票」といいます。）の添付が必要です。また、中間製品を受け取った魚飼工場は、管理票の下欄に最終荷受者等が記入・押印した上で、出荷元に回付する必要があります。

1) 基本的なケース

基本的なケースとして、魚飼工場（製造メーカー）が荷受先の魚飼工場（モイスト工場等）から中間製品の受注を請け、製造した自社製造品（中間製品）をモイスト工場へ直接受け渡す1対1の取引を想定しています。（つまり、最終荷受者と数量が出荷前に明らかになっているという前提です。）

【管理票（管理票A参照）の添付及び回付】

魚飼工場間で1対1の取引を行う場合には、「手順マニュアル」60 頁に示した管理票を使用してください。（6 頁に示す管理票Aを用いることも可能です）。

なお、工場間の受け渡しに、下図に示すとおり営業倉庫や運送業者倉庫が介在する場合には、管理票A（6 頁参照）を用いてください。取扱いグループの範囲や管理表上の記載欄については、以下（※）を参照してください。

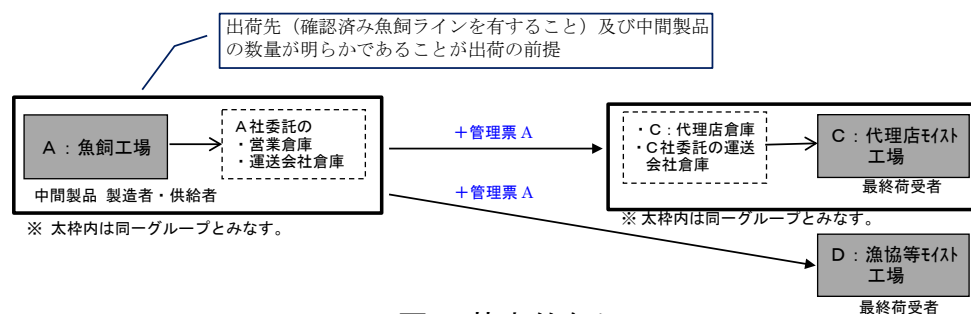


図1 基本的なケース

※ 製造メーカーが自ら委託した営業倉庫や運送会社の倉庫から、モイスト工場等へ出荷する場合もこれに含まれ、当該倉庫までを出荷元のグループとして扱います。（この場合には管理票Aを用いるものとし、「製造事業場の名称及び住所」の欄の下に示す「一時保管者の名称及び住所」の欄に、倉庫業者等の名称等を記載してください。）

また、代理店モイスト工場が委託した倉庫や運送会社の倉庫で一旦荷受けする場合は、当該倉庫を荷受けグループとして扱います。（この場合にも管理票Aを用いるものとし、「荷受業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下に示す「一時保管者の名称及び住所」の欄に、倉庫業者等の名称等を記載してください。）

2) 自社工場の製品（自社製造品）を、仲介をした代理店の倉庫など（一時保管場所）を経由して、漁協等モイスト工場に出荷する場合

以下の3要件を満たす場合に限り、適用できるものとします。

【要件】

- ① 魚飼工場及び代理店は、出荷前に最終荷受者（＝使用者。確認済魚飼ラインを有するモイスト工場等であること。）と数量が明らかであること（これらが不明である場合は不適）。
- ② 一時保管先は以下のいずれかであること。
 - ・漁協等モイスト工場から発注を受けた代理店の倉庫
 - ・上述の代理店が指定する第三者の倉庫（運搬業者の倉庫など）
- ③ 一時保管先は、一時保管先としての指定をした者（代理店等）の指示に従い、当該中間製品を①の使用者にのみ出荷すること（一括納入のほか、分割納入も可）。

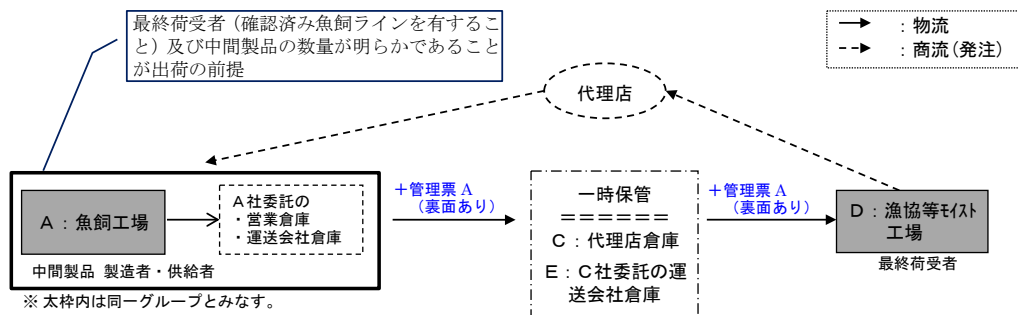


図2 一時保管場所を経由して、漁協等モイスト工場に出荷する場合

【管理票(管理票A参照)の添付及び回付】

- ① 魚飼工場は飼料を出荷する際に、管理票A(裏面あり)*を添付。
 ※6の管理票Aの裏面に、8の管理票裏面を印刷して使用してください。
- ② 荷受けした一時保管先は、荷受けしたことを速やかに出荷元に連絡するとともに、管理票表面に荷受した一時保管者として名称等を記載。
- ③ 一時保管者がモイスト工場に飼料を出荷する際には、裏面の必要事項を記入し、出荷。モイスト工場は荷受けした際、裏面(8参照)に必要事項を記載し、一時保管者に回付。(分割納入の場合は、③の内容を繰り返す。)
 ※ 管理票原本の紛失等を避けるため、裏面のコピーを利用することも可。
- ④ 全数量がモイスト工場に出荷され、一時保管者に管理票がモイスト工場から回付された後、一時保管者は魚飼工場(製造事業場)へ管理票を回付します。
 ※ 分割納入時に裏面コピーを利用した場合には、原本に全てのコピーを添付して回付すること。

3) 委託製造の場合

代理店を介して受注した飼料メーカー(委託元)より、製造受託した工場が製品を製造する場合を指します。

この委託製造については、①代理店モイスト工場へ出荷する場合と、②代理店の指定する一時保管場所を経由して漁協等モイスト工場へ出荷する場合を想定していますが、以下の3要件を満たす場合に限り、適用できるものとします。

【要件】

- ①委託元や代理店は、出荷前に最終荷受者(＝使用者。確認済み魚飼ラインを有するモイスト工場等であること。)と数量が明らかであること(これらが不明である場合は不適)。
- ②一時保管先は以下のいずれかであること。
 - ・モイスト工場から発注を受けた代理店の倉庫
 - ・上述の代理店が指定する第三者の倉庫(運搬業者の倉庫など)
- ③一時保管先は、一時保管先としての指定をした者(代理店等)の指示に従い、当該中間製品を①の使用者にのみ出荷すること(一括納入のほか、分割納入も可)。

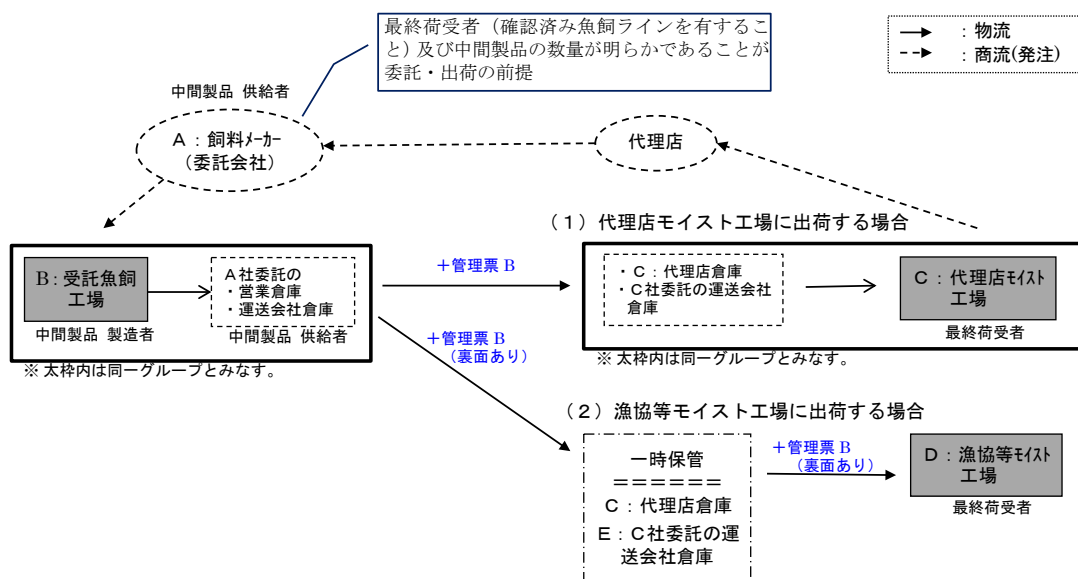


図3 委託製造の場合

【管理票(管理票B参照)の添付及び回付】

(1) 代理店モイスト工場に出荷する場合

2の「1) 基本的なケース」の取扱いに準じますが、管理票は委託製造専用の管理票B(7参照)を使用してください。(委託元及び受託製造者の欄それぞれに管理者の記載をすること。)

(2) 漁協等モイスト工場に出荷する場合

3 ㊦の「2) 自社工場の製品(自社製造品)を、仲介をした代理店の倉庫など(一時保管場所)を経由して、漁協等モイスト工場に出荷する場合」の取扱いに準じますが、管理票は委託製造専用の管理票B(裏面あり)*を使用してください。(委託元及び受託製造者の欄それぞれに管理者の記載をすること。)

※7 ㊦の管理票Bの裏面に、8 ㊦の管理票裏面を印刷して使用してください。

4. 確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の記載例

① 管理票A

管理票No. ●●	
確認済魚飼ライン中間製品供給管理票	
確認済み魚飼ライン中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
	管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	◎◎◎◎株式会社◎◎工場 ◎◎県◎◎市◎◎丁目◎番◎号
(一時保管者を経由して出荷する場合)	
一時保管者の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	〇〇〇飼料 (たん白質原料の由来: (牛) 豚・家きん)
供給する確認済魚飼ライン中間製品の名称	〇〇飼料1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
	管理者の職名・氏名 印
(一時保管者を経由して荷受する場合)	
一時保管者の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

※ 記入上の注意

- 1: 太枠線上段は、中間製品供給者が記入し、下段は最終荷受者(確認済魚飼製造施設)が記入してください。また、出荷・荷受に当たって、第三者(代理店等)を一時保管者として経由する場合は、一時保管者の欄を記入すること。
- 2: 肉骨粉や血粉等を使用した場合は、「供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類」欄の該当する由来畜種に丸を付けてください。
- 3: 一時保管者が中間製品を荷受した時点で速やかに、その旨を製造者に一報してください。

② 管理票B

管理票No. ●●	
確認済魚飼ライン中間製品供給管理票 (委託製造用)	
養魚用飼料供給業者(委託元)の氏名 又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場(受託製造者)の名称及び 住所	◎◎◎◎株式会社◎◎工場 ◎◎県◎◎市◎◎丁目◎番◎号 管理者の職名・氏名 印
(一時保管者を經由して出荷する場合) 一時保管者の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
供給する確認済魚飼ライン中間製品 の種類	〇〇〇飼料 (たん白質原料の由来: <input checked="" type="radio"/> 牛・豚・家きん)
供給する確認済魚飼ライン中間製品 の名称	〇〇飼料1号
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、10袋 計 5,000kg
受入年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、10袋 計 5,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び 住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名 印
(一時保管者を經由して荷受する場合) 一時保管者の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

※ 記入上の注意

- 1: 太枠線上段は、中間製品供給者と製造者が記入し、下段は最終荷受者(確認済魚飼製造施設)又は一時保管者が記入してください。また、出荷・荷受に当たって、第三者(代理店等)を一時保管者として経由する場合は、一時保管者の欄を記入してください。
- 2: 肉骨粉や血粉等を使用した場合は、「供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類」欄の該当する由来畜種に丸を付けてください。
- 3: 一時保管者が中間製品を荷受した時点で速やかに、その旨を製造者(または供給者)に一報してください。

③ 管理票裏面

管理票No. ●●	
一時保管者の氏名又は名称 及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
最終荷受業者の氏名又は名称 及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
出荷年月日	受入年月日
荷姿、出荷(荷受)数量	最終荷受業者の受領確認
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
500kg TB袋、2袋 計 1,000kg	製造管理者の職名・氏名 印
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
500kg TB袋、4袋 計 2,000kg	製造管理者の職名・氏名 印
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
500kg TB袋、1袋 計 500kg	製造管理者の職名・氏名 印
平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
500kg TB袋、3袋 計 1,500kg	製造管理者の職名・氏名 印

※ 記入上の注意

- 1: 上から1段目の項目は一時保管者が記入し、上から2段目の項目は最終荷受業者が記入してください。
- 2: 上から3段目の項目は、中間製品の出荷ごとに、左欄(出荷年月日等)は一時保管者が記入し、右欄(受入年月日等)は最終荷受業者が記入・押印してください